

## 令和5年度第3回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

### 【議題】

#### 1. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
1	1	資料1	改定の保険料引き上げ分（金額）となる根拠を教えてください。 平均7,501円増額について今後の周知はどのようにするのか。	引き上げに伴う一人当たり影響額（平均約7,500円）につきましては、標準保険料率に近付けることを目的とした上で、松戸市の一人当たり保険料額と標準保険料の乖離が30,000円程度生じている状況から、被保険者にとって急激な負担増とならないよう約7,500円として決定いたしました。また、影響額決定に当たっては、近隣4市（船橋市・市川市・柏市）の検討状況を参考にしております。 今後の周知につきましては、市ホームページおよび広報まつどによる周知を予定しています。
2	1	資料1	収入が増収していないと考えられるが、引き上げることにより滞納が増加するのではないか。	ご指摘のとおり、滞納整理におきましては今後も新たな滞納者をつくらぬよう努力してまいります。特別な事情で納付が困難な方には、納付相談を案内し、実情の把握に努め、納付が困難であると判断すれば、徴収猶予や執行停止などの納付の緩和措置を講じてまいります。
3	1	資料1	健康増進、医療費削減の為の施策（啓発）は考えているのか。	生活習慣病の早期発見と予防を目的とした、特定健康診査、特定保健指導、糖尿病及び糖尿病性腎症重症化予防を行うことで、被保険者の健康を増進し、ひいては医療費の伸びの適正化につながるものと考えています。 医療費削減については、医療費通知を年1回通知することでご自身にかかる医療費を再認識していただきます。また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進のため、希望カードを保険証発行時に配布するなど啓発を行い、使用割合は年々増えており医療費削減に繋がっていると考えます。

## 令和5年度第3回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

### 【議題】

#### 2. 令和5年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）について

No.	議題 番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
1	2	資料2-2	<p>千葉県国民健康保険運営方針にもあるように国保財政を安定的に運営していくためには、必要な支出を保険料や国費で賄うことにより国保特別会計における単年度収支が均衡していることが基本原則とされているところですが、令和4年度に引き続き令和5年度においても、決算補填を目的とする一般会計繰入金（収入不足の補填615,378千円）が計上されています。</p> <p>一般会計の財源は市の税収（税金）であるため、これを国保特別会計へ繰り入れるということは、国保の被保険者以外の方が国保の赤字を補填していることとなり、また、国保も被保険者にとっても保険料と税金を二重に負担していることとなります。このような中で、一般会計繰入金を計上する理由は何でしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、決算補填目的の一般会計からの繰り入れを行うことは、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなるため解消・削減を図るべきという認識です。しかしながら、令和5年度当初予算計上時の見込に比べ、被保険者数が減少し、所得の減少があったため、保険料の収入不足が発生しました。この不足分を年度途中の追加賦課により保険料で補填することは困難であるため、やむを得ず一般会計からの財源により補填すべく補正予算を計上するものです。</p>

## 令和5年度第3回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

### 【議題】

#### 3. 令和6年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について

No.	議題 番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
1	3	資料3-1	今年度予算と来年度予算と比較して、予算案の中で大きな変更点はありますか。	来年度は、一人当たり平均約7,500円の保険料の引き上げを行い、資料3-1、歳入1番、国民健康保険料においては、保険料の引き上げを反映させ、予算額は約85億5千万円となっておりますが、引上げを行ってもなお歳入が不足することから、歳入7番、繰入金 <sub>の</sub> 財政調整基金繰入金約22億5千万円を計上しております。
2	3	資料3-1、3-3	「1、総務費」のうち滞納処分費について、令和5年度当初は762千円を計上していたところ、令和6年度当初では1千円と大幅な減少となっておりますが、業務を執行する上で支障はありませんか。	本事業の内訳としては、不動産公売に関わる換価手数料、物件の開錠に関わる手数料、不動産鑑定委託料の経費となります。直近5年間は、該当案件の不動産もないため換価実績もなく、そのため予算の執行がないことから、差押に関しては預金債権が大半を占め、令和6年度以降に関しても、積極的な不動産の差押執行及び換価予定はありませんが、予算執行が必要となった場合には、その都度、補正予算を組むなど対応してまいります。
3	3	資料3-4 2ページ	被保険者数の減少による問題を改善するためにはどうしたらよいか。松戸市に住みたいと思ってもらう為の工夫、努力はどのように考えているのか。住民にアンケートしてアイデアを募集するのも良いと思いますが。	被保険者数が減少する中、一人当たりの医療費、一人当たりの納付金は増加傾向にあり、負担が大きくなっています。今後は歳入確保のため、保険料の引き上げについて、さらなる検討が必要であると考えております。また、転入者を増やす工夫・努力につきましては、市としての政策であり、国民健康保険の一担当課としての意見は差し控えてさせていただきます。

## 令和5年度第3回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

### 【議題】

#### 3. 令和6年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
4	3	資料3-4 5ページ	<p>令和6年度予算（案）の概要資料の5ページに、標準保険料に対する予算保険料の不足額約22億円の全額を財政調整基金で補填するとあります。</p> <p>その財政調整基金は、令和5年度補正予算において、その全額を一般会計繰入金（保険料抑制のための基金積立金の原資）により積立がされています。</p> <p>①予算保険料の不足額約22億円の全額または一部を、令和6年度保険料引上げにより確保することはできないのでしょうか。</p> <p>②千葉県の国保財政安定化基金の活用（貸付・交付）はできないのでしょうか。</p> <p>③標準保険料と予算保険料の乖離は、今後も継続されるのでしょうか。今後も継続されるのであれば、県内統一を見据えた段階的な保険料引上げが必要なのではないのでしょうか。</p>	<p>①大幅な保険料の引き上げを行えば可能ではありますが、被保険者の急激な負担増となることから、一般会計からの財源を活用することにより引上げ額を抑制しています。</p> <p>②交付・貸付ともに申請は可能となりますが、千葉県により適当と認められた場合において貸付・交付を受けることができる制度となっております。なお、貸付を受けられた場合は、翌々年度から3か年度にかけて貸付けを受けた3分の1相当額が県に納める事業費納付金に上乘せされることとなります。また、交付については、災害等の特別な事情が発生したことが前提とされています。</p> <p>③一人当たり医療費の増加等により標準保険料率が上昇していくことが予想されるため、乖離を埋めるよう段階的な引上げを視野に入れ検討する必要があると認識しております。</p>
5	3	—	<p>高齢化や少子化で税収も減少しています。市全体（国保以外でも）として、政策はどのように考えているのを知りたい。赤字市町村になってしまうのは心配です。</p>	<p>現在、本市の国民健康保険事業は、保険料の収入不足により約20億円の赤字となっており、赤字額は一般会計の財源にて補っている状況です。補填の原資は税金であり、それには国民健康保険の加入者以外の方からの税金も含まれ、受益と負担の観点から望ましくないと考えております。また、一般会計から国民健康保険特別会計へ多額の補填をすることにより、一般会計を圧迫し、実現可能な政策が不可能となる恐れもあります。そのためにも、国民健康保険としては保険料率を引上げ、収入不足を改善していく必要があると認識しております。</p>

## 令和5年度第3回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

### 【議題】

#### 3. 令和6年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
6	3	資料3-4	<p>「令和4年度の特別会計決算の概要」では、以下の事（①～④）が述べられているが、令和6年度予算には反映されていない。どの項目についても現状把握、具体的な施策、数値目標を予算として設定して取り組んでいくべきではないか。</p> <p>①後発薬品（ジェネリック医薬品）数量ベース平均使用率の向上                  ②重複多受診者対策                  ③レセプト点検の強化                  ④柔道整復施術療養費の適正化</p>	<p>①～④については、医療の適正化、療養給付費を抑制するため国の保険者努力支援制度があり、各取組にはそれぞれ評価指標が明示され、それを目標に療養給付費の抑制につなげる取組を行っています。</p>
7	3	資料3-4 9ページ	<p>「受診率向上に向けた主な取り組み」として、「健診未受診者に対し、AI（人工知能）を活用して各自の健康意識に合わせた勧奨通知を送るほか、携帯電話のショートメッセージによる受診勧奨、チラシ等を用いたかかりつけ医師からの受診勧奨等を実施する」とあるが、現状と具体的な数値目標が設定されていない。これがないと決算で「できたか、できなかったか、問題点は何か」が検証できないので、具体的な数値目標を設定し、決算でそれを検証してほしい。</p>	<p>「特定健診未受診者への受診勧奨事業」全体については、被保険者の健康の保持増進を目的とした国の交付金制度「市町村国保ヘルスアップ支援事業」において、評価指標を設定しています。</p> <p>個別の受診勧奨業務につきましても、勧奨対象者の健診受診率を前年度と比較する等、効果検証が可能な形で進めて参ります。</p>

## 令和5年度第3回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

### 【議題】

#### 3. 令和6年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について

No.	議題 番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
8	3	資料3-4 10ページ	「糖尿病・CKD（慢性腎臓病）重症化予防への取り組み」の中で「具体的な取り込み」として4項目掲げられているが、どれも具体的な数値目標がないので、このままでは決算の時に「できたのか、できなかったのか、問題点は何か」が検証できない。決算で検証できるような数値目標を設定すべき。	「糖尿病・CKD（慢性腎臓病）重症化予防事業」全体については、国の交付金制度「市町村国保ヘルスアップ事業」及び市が策定している「データヘルス計画」において、評価指標を設定しています。 個別の重症化予防業務につきましても、実施数を前年度と比較する等、効果検証が可能な形で進めて参ります。
9	3	—	予算、決算の進め方として、「予算では重要な改善項目について、現状把握、改善のための具体的な施策、その数値目標を設定して実行する。決算ではそれを検証して次の予算に生かす」というサイクルをしっかりと回すことにもっと意識を向けて注力すべきだ。	委員ご指摘のとおり、目標設定から検証および改善へのプロセスは重要と考えますので、意識して取り組んでまいります。

令和5年度第3回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

4. 訴えの提起（案）について

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
1	4	資料4	今までの運営協議会でこのような議題は私の在任中ではなかった議題です。他市町村との動向や実名での病院名公表等や対応は今後公表していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今までこのようなことはありませんでした。</li> <li>・他市町村の動向については資料4「3近隣保険者の対応状況」とおりです。今後も他市町村の動向は把握していく予定です。</li> <li>・病院名の公表については、現在多くの患者を抱えながら運営しており、地域医療に影響をおよぼすため公表は考えていません。</li> <li>・今後も動きがあれば運営協議会でご報告していきたいと思います。</li> </ul>
2	4	資料4	本件事案について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訴えの提起の相手の名称</li> <li>・夜勤を行う看護職員数は、本来どうあるべきだったのか（不当利得と判断した理由の説明）</li> <li>・市の債権額の内訳を教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴えの提起の相手は個人名義となります。埼玉県三郷市で個人病院を経営しています。</li> <li>・施設基準と勤務体制に相違があったためと聞いております。詳細については国から正式には伝えられておりませんので、分かりかねます。</li> <li>・市の債権額 60,364,949円の内訳  療養の給付費（7割8割） 48,334,345円  高額療養費 12,030,604円</li> </ul>
3	4	資料4	松戸市において、過去に保険診療報酬の不当利得返還等請求に係る訴訟提起を行ったことはありますか。もしあれば、その案件の概要と対応結果について教えてください。	訴えの提起をするのは今回が初めてです。
4	4	資料4	本件事案について、顧問弁護士の見解はどうでしたか。また、訴訟を提起した場合の見通しは、現時点でどうなっていますか。	返還同意には法的問題はないが、社会通念上認めがたい。市として何もしないわけにはいかない。市民に対して説明をできるように債権の保全をしなければならないので、訴えるべき。見通しとしては回収できる財産が残っているか不透明ではあるが、債務名義を取得することで回収を有利に進められる。ということでした。

## 令和5年度第3回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

### 【議題】

#### 4. 訴えの提起（案）について

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
5	4	資料4	本件のような不正は、レセプトの点検では見抜くことができず、監督官庁による検査でなければ発覚し得ない性質のものという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
6	4	資料4	令和5年10月の埼玉県から提供された各保険者対応状況を教えてください。	53団体のうち、32団体回答 令和5年10月の埼玉県からの提供内容は62年分割について同意できないと14の保険者が訴えの提起を議会に提案または提案予定。その他は検討中という結果でした。
7	4	資料4	市が医療機関に対する指導権限を有していない中、難問ですが、是非お願いしたい。松戸市民としてこの事実を知りませんでした。相手市民の方々に認知していただいているのでしょうか。	関東信越厚生局が医療機関に対して行う指導は、被保険者に返還を促すことも含まれているため、医療機関が適切に対応するものと認識しております。また、あくまでも自主返還を求める指導であるため、医療機関と被保険者の関係に保険者（松戸市）が積極的に介入することは考えておりません。